

令和7年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修募集要項

1. 目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とします。

2. 受講対象者

- (1) 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後健全育成事業に現在従事している者又は従事することを予定している者
- (2) 4日間の研修を全て受講できる者

【参考：基準第10条第3項】

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
 - 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
 - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めた者
 - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町村長が適当と認めた者

3. 研修実施計画 別紙1のとおり

4. 申込方法及び申込期間

受講申込には、下記の(1)と(2)の両方の手続きが必要です。(対面、サテライト会場、オンライン受講共通)

- (1) オンライン申込 (受講者1名で複数の申込不可)
 - ・すべての講義はハイブリット形式で行います。
 - ・会場もしくはオンライン(Zoom)のうちどちらかを選んでお申し込みください。
 - ・第1回～第3回のうち1つを選んでください。開催回の変更はできません。

- (2) 必要書類の提出
受講確認書、写真票及びその他必要書類
 - ・注意事項1
オンライン申込は、宮崎県児童館連絡協議会のホームページで受け付けております。
※ 申込期間は開催回ごとに違いますので間違えないように気を付けてください。
※ 第1回【申込期間 令和7年 7月1日(火)～令和7年 7月15日(火)締切】
※ 第2回【申込期間 令和7年 8月1日(金)～令和7年 8月26日(火)締切】
※ 第3回【申込期間 令和7年11月1日(土)～令和7年11月28日(金)締切】
※ 申込は先着順で定員になり次第締切になります。
 - ・注意事項2
必要書類提出は、宮崎県児童館連絡協議会ホームページからダウンロードし、印刷し必要事項を記入の上、勤務する放課後児童クラブの所在地市町村の担当課へ郵送又は持参して下さい。
※ 提出期間は開催回ごとに違いますので間違えのないように気を付けてください。
※ 第1回【提出期間 令和7年 7月1日(火)～令和7年 7月15日(火)締切】
※ 第2回【提出期間 令和7年 8月1日(金)～令和7年 8月26日(火)締切】
※ 第3回【提出期間 令和7年11月1日(土)～令和7年11月28日(金)締切】

5. 申込書類 別紙2のとおり

6. 受講料

無料ですが、視聴にかかるインターネット通信料は受講者の負担となります。
(視聴はパソコンのみとなります)。

7. 受講にあたっての事前準備 (重要)

- (1) 修了評価シート(A4サイズ5枚)・受講票・研修レジュメは、各自でダウンロードして印刷をしてください。
事前オリエンテーション翌日から、ダウンロード可能です。

- (2) 研修中は、受講票を常に準備してください。

- (3) **研修テキスト2冊が必要です。各自で購入してください。**
 - ・講義科目によっては、レジュメは無く、テキストのみの講義もあります。
 - ・テキスト2冊を必ず、事前に予習しておいてください。

 - ・テキストは、早めに発注購入されることをお勧めします
① 放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材第3版(中央法規出版・1,210円)
テキストを書店で購入される方へ：ISBNコード978-4-8243-0004-1

② 放課後児童クラブ運営指針解説書(令和7年4月)こども家庭庁
(発行年月日2025年4月 フレーベル館・770円)

テキストを書店で購入される方へ：ISBNコード9784577815700

8. 受講者の決定

受講が決定した方には下記の日程迄に、オンライン申込時に登録したメールアドレスに、受講決定メールが届きます。

- ※ 受講決定メールが届く日は開催回ごとに違います。
- ※ 第1回【受講決定メールが届く日 令和7年 8月15日(金)】
- ※ 第2回【受講決定メールが届く日 令和7年 9月25日(木)】
- ※ 第3回【受講決定メールが届く日 令和7年12月23日(火)】

9. 研修受講上の注意

- (1) 全ての研修科目(16単位24時間、ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目)を履修した者に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。
- (2) 病気など、社会通念上やむを得ない理由により、一部研修科目のみ履修した者に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。
- (3) 原則として、遅刻や早退をした場合は欠席と見なします。また、受講態度が不良の場合、修了証を発行できない場合があります。
- (4) 申込に虚偽の内容があった場合、修了が取り消されることがあります。
- (5) 研修日時等に変更が発生した場合は、事前に、受講申込メールアドレスにメールが届きます。
- (6) 対面、サテライト会場で受講される方へ
事前オリエンテーションの受講は不要です。
・当日持参するもの
受講票・テキスト2冊・レジュメ・修了評価シート・筆記具・昼食・飲み物・運転免許証又はマイナンバーカード(顔写真付きの証明書)・室内スリッパ(第2・3回のみ)
- (7) オンラインで受講される方へ
パソコンのみの受講となります。スマホ・タブレットは受講不可です。
事前オリエンテーションの受講は必須です。
・当日必要なもの
受講票・テキスト2冊・レジュメ・修了評価シート・筆記具・パソコン

10. お問い合わせ先

【研修実施に関する事項】

宮城県児童館連絡協議会事務局(研修事務局)

(住 所) 都城市上長飯町81-11-1

(電 話) 080-3222-3278 (F A X) 0986-26-9638

※宮城県児童館連絡協議会研修ホームページの『お問い合わせ』をご利用ください。

【修了証に関する事項】

宮城県 福祉保健部 こども政策課 子育て支援担当

(住 所) 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(電 話) 0985-26-7056 (平日午前8時30分～午後5時15分)